

## 大阪府貸金業者に係る行政処分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、貸金業法(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)に基づく不利益処分(以下「処分」という。)について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項の規定により処分基準を定め、かつ、その事務手続を明確にすることにより、処分の公正の確保及び透明性の向上を図り、もって貸金業の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護に資することを目的とする。  
(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸金業者 知事の登録を受けた貸金業者をいう。
- (2) 営業所等 営業所又は事務所であつて、貸金業を営む者又はその代理人が貸付けに関する業務の全部又は一部を継続して営む施設をいう。
- (3) 業務改善命令 法第24条の6の3の規定による必要な措置の命令をいう。
- (4) 業務停止命令 法第24条の6の4第1項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令をいう。
- (5) 登録の取消し 法第24条の6の4第1項、法第24条の6の5第1項又は法第24条の6の6第1項の規定による登録の取消しをいう。
- (6) 役員解任命令 法第24条の6の4第2項の規定による役員解任の命令をいう。
- (7) 社内規則 法第24条の6の12第2項に規定する社内規則をいう。
- (8) 社内規則作成命令 法第24条の6の12第2項の規定による社内規則の作成の命令をいう。
- (9) 社内規則変更命令 法第24条の6の12第2項の規定による社内規則の変更の命令をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱の用語の意義は、法の定めるところによる。

(業務改善命令)

第3条 業務改善命令は、貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護の観点から早急に改善させる必要がある場合であつて、当該貸金業者の自主的な取組によっては早急な改善が期待できないときにするものとする。

(業務停止命令)

第4条 業務停止命令は、貸金業者が法その他の関係法令の規定を遵守していないため資金需要者等の利益の保護を図る必要がある場合であつて、別表左欄に掲げる処分事由に該当するときにするものとする。

- 2 業務停止命令は、法その他の関係法令の規定を遵守していない事実がある営業所等に対してするものとする。ただし、当該営業所等を統括する営業所等がある場合で、当該統括する営業所等において当該法の規定を遵守していない事実が確認される時又は当該事実と同様の事実があるおそれがあると認められるときは、当該統括する営業所等に対してするものとする。
- 3 停止を命ずる業務は、弁済の受領に関する業務、訴訟若しくは調停に应ずる業務及び知事が特に必要と認めた業務を除くすべての業務とする。
- 4 業務の停止を命ずる期間は、別表右欄に掲げる期間とする。ただし、業務の停止を命ずる事由が2以上ある場合は、それぞれの事由に係る期間を合算した期間(当該期間が1年を超える場合は、1年)とする。
- 5 業務停止を命ずる日から起算して3年以内に業務停止命令を受けた貸金業者に対する業務の停止を命ずる期間は、当該処分事由に係る前項の規定による期間に2を乗じて得た期間(当該期間が1年を超える場合は、1年)とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、1年以内の期間を定めて業務の停止を命ずるものとする。

(登録の取消し)

第5条 登録の取消しは、貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合にするものとする。

- (1) 法第24条の6の5第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 法第24条の6の6第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 法第24条の6の4第1項各号（第12号を除く。）のいずれかに該当し、貸金業の業務を継続させることが適当でないとき。
- (4) 法第24条の6の4第1項第12号に該当したとき。
- (5) 期間60日以上業務停止命令を受けた貸金業者について、当該期間の満了後においてもなお当該処分事由となった事実について改善が認められないとき又は当該期間の満了後1年以内に当該処分事由と同一の処分事由に当たる違反を行ったとき。
- (6) 業務停止命令に違反したとき。
- (7) 役員解任命令に違反したとき。
- (8) 他に営む業務が公益に反するものと認められるとき。

2 登録の取消しをしたときは、遅滞なくその旨を当該登録を取り消された貸金業者に通知する。ただし、法第24条の6の6第1項第1号の規定による場合は、この限りではない。

(役員解任命令)

第6条 役員解任命令は、法人である貸金業者の役員が自ら、貸金業の業務に関して法第24条の6の4第1項第2号から第12号までのいずれかに該当した場合にするものとする。

(社内規則の作成命令又は変更命令)

第7条 社内規則作成命令は、貸金業協会に加入していない貸金業者が社内規則を作成していない場合にするものとする。

2 社内規則変更命令は、貸金業協会に加入していない貸金業者が作成した社内規則の内容について、資金需要者等の利益の保護に欠けるものと認めた場合にするものとする。

(処分に係る手続)

第8条 行政手続法及び大阪府聴聞等の手続に関する規則（平成6年大阪府規則第69号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、処分に係る手続は、次条から第12条までの規定の定めるところによる。

(事実の確認等)

第9条 資金需要者等からの苦情の申出、警察本部長からの情報の提供等により、業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し、役員解任命令、社内規則作成命令又は社内規則変更命令の事由となる事実があることを知った場合は、法第24条の6の10第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は同条第3項若しくは第4項の規定による立入検査により当該事実の確認を行う。

2 当該事実の確認を行い、処分に係る検討を行う必要が生じたときは処分に係る検討会議を開催するものとする。

3 業務停止命令、役員解任命令又は登録の取消しを行う場合であって、法第44条の2第3項の規定に該当するときは、必要に応じて、警察本部長の意見の聴取を行う。

(意見陳述のための手続)

第10条 聴聞は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 登録の取消しをしようとするとき。
- (2) 役員解任命令をしようとするとき。
- (3) 前二号に掲げる場合以外の場合であって知事が相当と認めるとき。

2 弁明の機会の付与は、前項各号のいずれにも該当しないときに行う。

(聴聞)

第11条 聴聞は、商工労働部中小企業支援室における金融課以外の課の課長又は課長補佐の職にあ

る者が主宰する。

2 法第 44 条の 2 第 3 項の規定による警察本部長の意見の聴取を行い、同項に規定する業務停止命令、役員解任命令又は登録の取消しをしようとする場合は、必要に応じて、警察本部長に対し、参考人として当該命令又は登録の取消しに係る聴聞の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くものとする。

(弁明の機会の付与)

第 12 条 行政手続法第 29 条第 1 項に規定する弁明書の提出の期限は、弁明の機会の付与の通知書を処分の名あて人となるべき者に交付した日から起算して 2 週間を経過する日とする。

(処分の決定)

第 13 条 聴聞又は弁明の機会の付与により、処分に係る決定を行う必要が生じたときは処分に係る決定会議を開催するものとする。

(公告等)

第 14 条 法第 24 条の 6 の 4 第 1 項、第 24 条の 6 の 5 第 1 項又は第 24 条の 6 の 6 第 1 項の規定による処分をしたときは、その旨を公告する。

(関係機関への通知)

第 15 条 業務停止命令又は登録の取消しをしたときは、その旨を近畿財務局長及び各都道府県知事に通知する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 7 月 20 日から施行する。

(改 正)

この要綱は、平成 16 年 12 月 28 日から施行する。

(改正要旨 業務の停止の基準期間の一部変更)

(改 正)

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(改正要旨 登録の取消しの一部変更)

(改 正)

この要綱は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。

(改正要旨 全部改正)

(改 正)

この要綱は、平成 20 年 7 月 30 日から施行する。

(改正要旨 業務の停止の基準期間の一部変更)

(改 正)

この要綱は、平成 21 年 11 月 19 日から施行する。

(改正要旨 業務の停止の基準期間の一部変更)

(改 正)

この要綱は、平成 22 年 6 月 18 日から施行する。

(改正要旨 登録の取消しの一部変更及び業務の停止の基準期間の一部変更)

(改 正)

この要綱は、平成 23 年 8 月 23 日から施行する。

(改正要旨 業務の停止の処分事由の追加)

(改 正)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(改 正)

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

(業務停止命令、事実の確認等及び聴聞の一部変更、処分の決定の追加及び公告等の追加)

(別表)

業務停止の処分事由別基準期間

処 分 事 由	基準期間
(1) 法第 12 条の 2 の 2 第 2 項の規定に違反した場合 (2) 法第 12 条の 6 第 2 号の規定に違反した場合 (3) 法第 12 条の 8 第 6 項に違反した場合 (4) 法第 12 条の 8 第 7 項に違反した場合 (5) 法第 13 条第 1 項の規定に違反した場合 (6) 法第 13 条の 2 第 1 項の規定に違反した場合 (7) 法第 13 条の 4 の規定に違反した場合 (8) 法第 16 条第 2 項の規定に違反した場合 (9) 法第 16 条第 3 項の規定に違反した場合 (10) 法第 16 条第 4 項の規定に違反した場合 (11) 法第 22 条の規定に違反した場合 (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。) (12) 法第 25 条第 5 項の規定に違反した場合 (13) 法第 41 条の 36 第 3 項の規定に違反した場合 (14) 法第 41 条の 37 の規定に違反した場合	15 日
(1) 法第 8 条第 1 項の規定に違反した場合 (2) 法第 8 条第 3 項の規定に違反した場合 (3) 法第 12 条の 4 第 2 項の規定に違反した場合 (4) 法第 12 条の 6 第 3 号の規定に違反した場合 (5) 法第 24 条の 6 の 2 の規定に違反した場合	30 日
(1) 法第 12 条の 3 第 4 項の規定に違反した場合 (2) 法第 12 条の 4 第 1 項の規定に違反した場合 (3) 法第 13 条第 3 項の規定に違反した場合 (法第 13 条第 5 項において準用する場合を含む。) (4) 法第 13 条第 4 項の規定に違反した場合 (法第 13 条第 5 項において準用する場合を含む。) (5) 法第 13 条の 3 第 3 項の規定に違反した場合 (6) 法第 13 条の 3 第 4 項の規定に違反した場合 (7) 法第 14 条の規定に違反した場合 (8) 法第 19 条の規定に違反した場合 (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。) (9) 法第 19 条の 2 (後段) の規定に違反した場合 (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。) (10) 法第 21 条第 2 項の規定に違反した場合	45 日

<p>(法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(11) 法第 21 条第 3 項の規定に違反した場合 (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(12) 法第 23 条の規定に違反した場合</p> <p>(13) 法第 24 条第 1 項の規定に違反した場合 (法第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(14) 法第 24 条の 2 第 1 項の規定に違反した場合</p> <p>(15) 法第 24 条の 3 第 1 項の規定に違反した場合</p> <p>(16) 法第 24 条の 4 第 1 項の規定に違反した場合 (法第 24 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(17) 法第 24 条の 5 第 1 項の規定に違反した場合 (法第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(18) 法第 37 条第 8 項の規定に違反した場合</p>	
<p>(1) 法第 6 条第 1 項第 13 号の規定に該当した場合</p> <p>(2) 法第 12 条の 2 の規定に違反した場合</p> <p>(3) 法第 12 条の 2 の 2 第 1 項の規定に違反した場合</p> <p>(4) 法第 12 条の 3 第 1 項の規定に違反した場合</p> <p>(5) 法第 12 条の 6 第 1 号の規定に違反した場合</p> <p>(6) 法第 12 条の 6 第 4 号の規定に違反した場合</p> <p>(7) 法第 12 条の 7 の規定に違反した場合 (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 条の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(8) 法第 13 条第 2 項の規定に違反した場合 (法第 13 条第 5 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(9) 法第 13 条の 3 第 1 項の規定に違反した場合</p> <p>(10) 法第 13 条の 3 第 2 項の規定に違反した場合</p> <p>(11) 法第 15 条第 1 項の規定に違反した場合</p> <p>(12) 法第 15 条第 2 項の規定に違反した場合</p> <p>(13) 法第 16 条第 1 項の規定に違反した場合</p> <p>(14) 法第 16 条の 2 第 1 項の規定に違反した場合 (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(15) 法第 16 条の 2 第 2 項の規定に違反した場合 (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(16) 法第 16 条の 2 第 3 項の規定に違反した場合 (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第</p>	<p>60 日</p>

<p>24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(17) 法第 16 条の 3 第 1 項の規定に違反した場合  (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(18) 法第 17 条(第 6 項及び第 7 項を除く。)の規定に違反した場合(法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(19) 法第 18 条第 1 項の規定に違反した場合  (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(20) 法第 20 条第 1 項の規定に違反した場合  (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項、第 24 条の 5 第 2 項及び第 24 条の 6 準用する場合を含む。)</p> <p>(21) 法第 20 条第 2 項の規定に違反した場合  (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項、第 24 条の 5 第 2 項及び第 24 条の 6 において準用する場合を含む。)</p> <p>(22) 法第 20 条第 3 項の規定に違反した場合  (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(23) 法第 20 条の 2 の規定に違反した場合  (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項、第 24 条の 5 第 2 項及び第 24 条の 6 において準用する場合を含む。)</p> <p>(24) 法第 24 条第 3 項の規定に違反した場合</p> <p>(25) 法第 24 条の 2 第 3 項の規定に違反した場合</p> <p>(26) 法第 24 条の 3 第 3 項の規定に違反した場合</p> <p>(27) 法第 24 条の 6 の 3 の規定による命令に違反した場合</p> <p>(28) 法第 24 条の 6 の 9 の規定に違反した場合</p> <p>(29) 法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定による命令に違反した場合  (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(30) 法第 24 条の 6 の 10 第 2 項の規定による命令に違反した場合  (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を</p>	
---	--

<p>含む。)</p> <p>(31) 法第 24 条の 6 の 10 第 3 項の規定による質問、検査等を拒み、又は忌避した場合 (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(32) 法第 24 条の 6 の 10 第 4 項の規定による質問、検査等を拒み、又は忌避した場合 (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)</p> <p>(33) 法第 24 条の 6 の 12 第 4 項の規定に違反した場合</p> <p>(34) 法第 41 条の 35 の規定に違反した場合</p> <p>(35) 法第 41 条の 36 第 1 項の規定に違反した場合</p> <p>(36) 法第 41 条の 36 第 2 項の規定に違反した場合</p>	
<p>(1) 法第 11 条第 3 項の規定に違反した場合</p> <p>(2) 法第 21 条第 1 項の規定に違反した場合 (法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 の 4 第 2 項、第 24 条の 5 第 2 項及び第 24 条の 6 において準用する場合を含む。)</p> <p>(3) 法第 41 条の 38 第 1 項の規定に違反した場合</p> <p>(4) 法第 41 条の 38 第 2 項の規定に違反した場合</p>	90 日
<p>(1) 法第 6 条第 1 項第 14 号の規定に該当した場合</p> <p>(2) 法第 6 条第 1 項第 15 号の規定に該当した場合</p> <p>(3) 法第 12 条の 8 第 1 項に違反した場合(法第 24 条の 6 の 4 第 1 項第 12 号に該当したときを除く。)</p> <p>(4) 法第 12 条の 8 第 3 項に違反した場合(法第 24 条の 6 の 4 第 1 項第 12 号に該当したときを除く。)</p> <p>(5) 法第 12 条の 8 第 4 項に違反した場合(法第 24 条の 6 の 4 第 1 項第 12 号に該当したときを除く。)</p> <p>(6) 法第 12 条の 8 第 5 項に違反した場合(法第 24 条の 6 の 4 第 1 項第 12 号に該当したときを除く。)</p> <p>(7) 法第 12 条の 8 第 8 項に違反した場合(法第 24 条の 6 の 4 第 1 項第 12 号に該当したときを除く。)</p> <p>(8) 法第 12 条の 8 第 9 項に違反した場合(法第 24 条の 6 の 4 第 1 項第 12 号に該当したときを除く。)</p> <p>(9) 法第 12 条の 8 第 10 項に違反した場合(法第 24 条の 6 の 4 第 1 項第 12 号に該当したときを除く。)</p>	120 日



(10) 法第 24 条の 6 の 12 第 3 項の規定に違反した場合	
--------------------------------------	--